

特許庁委託

台湾模倣対策マニュアル

2013年3月

公益財団法人交流協会

(四) 商号(会社名)の保護

1. 商号(会社名)の登録手続き

台湾における商号との語は、独資若しくはパートナーにより設立された非法人組織の営利主体に用い、会社組織ではない。「商号」の日本語の意義を考案し、本文における商号は、会社名も指し、また、これに基づき以下の意見を提供する。

台湾においては、会社の設立に先立ち、商号及び営業項目の登録審査について、主務官庁である經濟部(日本の経済産業省相当)商業司に申請する必要がある。商号の登録申請の必要書類、処理時間及び費用は、以下のとおりである：

書類：(1) 商号と営業項目予備調査登録申請書

申請書には、希望の商号を5個まで、その優先順位に従い記入することができる。

(2) 委任状

他人に依頼し申請を提出する場合は、別途委任状の提出が必要である。また、受任者は会計士と弁護士に限る。

提出先：經濟部商業司

費用：NT300 元

所要日数：1～2 週間

商業司による会社名の審査は、基本的には「先願登録主義」原則、即ち、先に申請した者がその商号を取得できるという原則に基づき行われる。会社法第18条第1号前段により、会社名称の主要部分(会社の種類を表わす「股份有限公司」「有限公司」を除く部分)は他の会社のそれと同一の名称を使用することができない。また、同第18条後段及び会社名称と業務予備調査審理規則により、二会社の名称に異なる業務種類若しくは区別できる文字を標記する場合は、たとえ両者の主要部分が同じであっても、両者の会社名称は異なると見なすので、実務上、例えば「国巨機械股份有限公司」と「国巨電腦股份有限公司」が併存することが可能である。

また、予備調査申請し登録を受けた商号は、基本的に6ヶ月間留保される。上記の期間内に、引続き会社の設立手続きを行わなければ、留保された商号は取り下げられたものと見なされる。ちなみに、台湾での商号登録は、会社設立に先立つ手続きに過ぎず、商標のように登録して権利を受けるものではない。よって、台湾で実際に事業を行わず、会社を設立する意向がない場合は、商号を登録する必要はない。

なお、解散、登記取消し又は廃止とされた会社は、引き続き経営をしてはならないので、法により、清算すべきであるが、実務上、解散、登記取消し又は廃止とされた会社は殆ど清算を行わないままで、法人格が依然として存在しているため、会社名称に関する保護(他人が同一の名称を使ってはならない)を受け続けている。実際に経営していない会社の名称を保護し続けるという不合理な状況を解消するために、2009年7月の会社法改正案では第26条の2が制定された。かかる条文によると、解散、登記取消し又は廃止とされた会社は、解散、登記取消し又は廃止とされた日から10年間清算が完成しない場合、又は破産が登記された日から10年間、裁判所から破産終結の裁定を受けない場合、他の会社がその会社の名称を使うことができ、第18条の制限を受けない。当該法改正は既に2012年1月4日に公布された。

2. 商号(会社名)に関する紛争

商号に関する紛争は、登録しようとする名称が他人により先に登録されてしまったこと、及び登録商号を他人により商標若しくは対外的表示として使用されることの二種類に分けることができる。前者については、経済部商業司が商号を審査する際は、主に「先願登録主義」原則に基づき行うので、登録しようとする名称を他人に先取り登録されてしまった場合、当該名称に対し、正当な権利を有する限り、商標法及び公平交易法にて対応することができる。つまり、他人に先取り登録された商号の主要部が、台湾において登録された商標と同一で、またその営業項目も登録商標の指定商品と同一、類似を構成する場合、商標法で対応することができる。また、台湾において商標を登録していない外国著名商標、若しくは商標権者の信用のただ乗り該当する場合は、公平交易法で対応することもできる。

登録商号を他人により商標若しくは対外的表示として使用されることについては、前述のとおり、商号はあくまでも営業主体の区別標識であり、商標のように一旦登録して権利を受けるものではないが、登録商号が他人により無断で使用されたときは、場合により公平交易法で対応することができる。

(1) 商号が先取り登録された場合

① 商標法の規制

商標法第70条により、商標権者の同意を得ず、次の事由のいずれかに該当する場合は、商標権の侵害と見なす

- a. 他人の周知著名の登録商標であることを明らかに知りながら、同一又は類似の商標を使用し、周知著名商標の識別性又は信用を損なうおそれがある場合。
- b. 他人の周知著名な登録商標であることを明らかに知りながら、該著名商標中の文字を自己の会社、商号、団体、ドメインネーム若しくはその他営業主体を表彰する名

称とし、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある、又は該商標の識別性若しくは信用を損なうおそれがある場合。

ちなみに、台湾において、周知著名になっている登録商標を、他人が無断で商号として登録した結果、消費者に混同誤認を生じさせるおそれがある場合も、商標権の見なし侵害を構成する。また、今回の法改正により、実際に混同誤認が生じたことがなくても、誤認混同を生じさせるおそれさえあれば、見なし侵害を構成することとなる。

商標法第 70 条第 2 号にいう、商標中の「文字」を商号とする侵害形態は、現在の実務上の多くの見解によれば、商標中の文字と完全に同じであるものを指している。商標中の文字と類似する文字がこの中に含まれるか否かについては依然として定説がない。

注意に値するのは台北地方裁判所 2004 年度智字第 16 号民事判決で、該判決は「被告が『七星』又は『Seven Stars』と同一又は類似する文字を、会社の中国語名称、英語名称の主要部分に使用することを禁止する」と判示しており、「類似」も商標法第 62 条第 1 号及び第 2 号の会社名称侵害形態の制限範囲に属する、と認めている。また、台北地方裁判所 2006 年度智字第 17 号民事判決も同じ見解を採用し、「被告は『黄金猫』と同一又は類似する文字を、そのペット用品店名の主要部分に使用することはできない」と判示している。

② 公平交易法の規制

他人が台湾に登録されていない外国商標を商号として先に登録した場合は、基本的に上記の商標法に適用する余地がない。この場合、仮に当該外国商標が台湾の関連事業又は消費者に一般的に認知されている商標であり、若しくは他人の先取り商号登録行為が他人の信用の不正ただ乗りに該当する場合、公平交易法第 20 条第 1 項第 2 号若しくは第 24 条にて対応することが可能である。

③ 会社法の規制

台湾の改正会社法（2011 年 7 月 1 日施行）第 10 条第 3 号によりますと、他人の商標を会社名として使用し、商標権者から起訴され、改名するように確定判決が出ると、変更登記せずに当該名称を継続使用した場合、主務官庁が会社解散を命じる可能性があると考えられる。

最近、「香奈爾」（シャネルに近似）という社名で営業した質屋、及び施華洛（スワロフスキに近似）を社名として営業した写真館に対し、社名変更、損害賠償を命じる判決が示された。

(2) 他人により、登録商号を商標若しくは対外的表示として使用されること

関連事業又は消費者に一般的に認知されている他人の商号と同一又は類似するものを使用し、それをもって他人の商品、営業、役務の施設又は活動と混同を生じさせる場合、公平交易法第20条第1項第1号と第2号にて対応することができる。また、商標法第30条1項14号の規定により、周知著名になっている他人の法人名称を商標として登録出願し、誤認混同を生じさせるおそれがあれば、登録することはできないとされている。

3. 救済手段

(1) 商標法第70条に違反する行為に対しては、商標法により、民事救済の手段を通じ、差止め、損害賠償及び判決文を新聞紙に掲載することなどを請求することができる。

(2) 公平交易法に違反する行為に対しては、公平交易法により、民事救済、刑事救済及び行政救済の手段がある。

商業司は、基本的に形式的な審査を行うのみで、実質的な審査は行わない。また、先取り登録された商号に関する争議については、同商業司に申立てを提起するのではなく、民事訴訟若しくは公平交易委員会に対する摘発により、判決若しくは処分書を取得してから、商号の廃止を同商業司に請求することになる。

産業財産権における模倣対策のご案内

公益財団法人交流協会では特許庁からの委託により、海外進出日系企業を対象とした産業財産権の侵害対策事業を実施しております。具体的には、現地にて以下の活動をしております。

1. 台湾における産業財産権の模倣対策に資する情報の収集
2. 弁護士、弁理士など産業財産権の専門家を講師としたセミナーの開催
現地で活躍する専門家から最新の情報を得る機会です。
3. 産業財産権に関する相談窓口の設置
産業財産権の権利取得手続きから、産業財産権の侵害に関する相談まで、幅広いご質問にお答えいたしますので、是非ご利用ください。

※相談窓口の利用、セミナーへの出席、その他ご不明な点については、公益財団法人交流協会 貿易経済部までお問い合わせください。

TEL：03-5573-2600

FAX：03-5573-2601

H P：http://www.koryu.or.jp/

[特許庁委託] 台湾模倣対策マニュアル

平成25年3月 発行

発行者 井上 孝

発行所 公益財団法人 交流協会

【禁無断転載】

東京都港区六本木3-16-33

青葉六本木ビル7階

印刷所 株式会社 宝円堂

執筆協力：理律法律事務所 (LEE AND LI Attorneys-at-Law)

台北市敦化北路201号7階
